

文京区防災資機材購入費用助成金交付要綱

2024文総防第225号令和6年6月26日区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、区民防災組織（文京区防災対策条例（平成18年3月文京区条例第13号）第2条第5号に規定する区民防災組織をいう。以下同じ。）及び文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱（56文建管発第292号）第2条第1項第2号の表の左欄に掲げる用途地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模の建築物のうち、共同住宅その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「中高層共同住宅等」という。）の管理者等に対し、災害時の応急活動に資する機械、器具等（以下「防災資機材」という。）の購入に係る経費を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 区民防災組織
- (2) 中高層共同住宅等を管理する団体又は個人（以下「管理団体等」という。）
- 2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする経費について、区から助成金と同種の補助金等の交付を受けている者は、交付対象者としなない。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる防災資機材であって、税抜単価3万円以上のものに係る購入経費とする。

- (1) 発電機
- (2) 蓄電池
- (3) ソーラーパネル
- (4) 投光器
- (5) 救出用工具
- (6) トランシーバー
- (7) 大型炊き出し器
- (8) 緊急搬送用具
- (9) 階段避難車
- (10) 電動階段昇降台車
- (11) その他の防災資機材

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の実支出額の3分の2を乗じて得た額とし、10万円を上限に、予算の範囲内で交付する。この場合において、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- 2 助成金の交付は、第6条の規定により助成金の交付の決定を受けた日の属する年度において1回を限度とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる交付対象者

の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類に、助成対象経費に係る見積書の写しその他区長が必要があると認めた書類を添えて、当該年度の2月末日（当該日が文京区の休日を定める条例（平成元年3月文京区条例第3号）第1条第1項第1号又は第2号に掲げる日に該当するときは、その前日）までに区長に申請しなければならない。

- (1) 区民防災組織 文京区防災資機材購入費用助成金交付申請書（区民防災組織用）（別記様式第1号）
- (2) 管理団体等 文京区防災資機材購入費用助成金交付申請書（中高層共同住宅等用）（別記様式第2号）
（交付決定）

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは文京区防災資機材購入費用助成金交付決定通知書（別記様式第3号）により、交付することが適当でないと認めたときは文京区防災資機材購入費用助成金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、その旨を申請者に通知するものとする。
（変更承認申請）

第7条 前条の規定による助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定後の事情の変更等により、第5条の規定により申請した内容を変更しようとするときは、次の各号に掲げる交付決定者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類により、速やかに区長に申請しなければならない。ただし、交付決定を受けた額の範囲内における助成金の額の変更については、この限りでない。

- (1) 区民防災組織 文京区防災資機材購入費用助成金変更承認申請書（区民防災組織用）（別記様式第5号）
- (2) 管理団体等 文京区防災資機材購入費用助成金変更承認申請書（中高層共同住宅等用）（別記様式第6号）

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認することを決定したときは文京区防災資機材購入費用助成金変更承認通知書（別記様式第7号）により、承認しないことを決定したときは文京区防災資機材購入費用助成金変更不承認通知書（別記様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。
（購入の中止）

第8条 交付決定者は、防災資機材の購入を中止しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類により、直ちに区長に届け出なければならない。

- (1) 区民防災組織 文京区防災資機材購入費用助成金中止届（区民防災組織用）（別記様式第9号）
- (2) 管理団体等 文京区防災資機材購入費用助成金中止届（中高層共同住宅等用）（別記様式第10号）
（実績報告）

第9条 交付決定者は、防災資機材を購入したときは、次の各号に掲げる交付決定者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類に、助成対象経費の支払額が確認できる書類の写しその他区長が必要があると認めた書類を添えて、当該年度の3月末日（当該日が文京区の休日を定める条例第1条第1項第1号又は第2号に掲げる日に該当するときは、その前日）までに区長に提出しなければならない。

- (1) 区民防災組織 次に掲げる書類
 - ア 文京区防災資機材購入費用助成金実績報告書（区民防災組織用）（別記様式第11号）
 - イ 文京区防災資機材購入費用助成金交付請求書兼口座振替依頼書（区民防災組織用）（別記様式

第12号)

(2) 管理団体等 次に掲げる書類

ア 文京区防災資機材購入費用助成金実績報告書(中高層共同住宅等用)(別記様式第13号)

イ 文京区防災資機材購入費用助成金交付請求書兼口座振替依頼書(中高層共同住宅等用)(別記様式第14号)

(助成金の額の確定)

第10条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、交付する助成金の額を確定し、文京区防災資機材購入費用助成金額確定通知書(別記様式第15号)により、交付決定者に通知する。

2 区長は、前項の規定により助成金の額を確定したときは、交付決定者に対し、速やかに助成金を支出するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 区長は、交付決定者から第8条の規定による届出があったとき又は交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金の交付の目的以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに文京区防災資機材購入費用助成決定取消通知書(別記様式第16号)により交付決定者に通知しなければならない。

(助成金の返還)

第12条 区長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(権利譲渡の禁止)

第13条 交付決定者は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(通則)

第14条 この要綱に定めがあるもののほか、助成金の交付については、文京区補助金等交付規則(昭和49年12月文京区規則第44号)の定めるところによる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。